

仕事と育児の両立を支援する「職場づくり」を後押し！

両立支援等助成金のご案内



両立支援等助成金の全体像

小学校就学前のお子さんがいるorこれからお子さんが生まれる従業員をサポート！

● 柔軟な働き方選択制度等支援コース

これから育児休業を取得する従業員をサポート！

- 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）
- 育児休業等支援コース

これから育児休業を取得する従業員をサポート！

● 育休中等業務代替支援コース

01

柔軟な働き方選択制度等支援コース



支給要件

育児期の柔軟な働き方に関する制度を複数導入した上で「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給。

- 柔軟な働き方選択制度等を2つ以上導入
- 制度について社内周知を行う
- 労働者との面談を実施し、キャリア形成円滑化のための措置を含むプランを作成
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が制度等を一定基準以上利用

制度

フレックス
タイム制

短時間
勤務制度

子の養育・
法を上回る
看護休暇制度

育児のための
テレワーク等

保育サービスの
手配・費用補助

支給額

制度を
2つ以上導入 20万円

制度を
3つ以上導入 25万円

※1事業主1年度5人まで

02

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）



支給要件

第1種 環境や業務体制を整えながら、実際に男性労働者が育児休業を取得すること

育児休業取得 ▶ 1人目：20万円
 （雇用環境整備措置を4つ以上実施で30万円）
 2人目・3人目：10万円

育児休業等に関する情報公表 ▶ 2万円

第2種 事業所での男性労働者の育児休業取得率が30%以上上昇すること、または、3事業年度の中で2年連続70%以上となったこと（※1）

1年以内に達成 ▶ 60万円 | 2年以内に達成 ▶ 40万円 | 3年以内に達成 ▶ 20万円

支給額

第1種	1人目：20万円 2人目：10万円 3人目：10万円 <small>※1人目取得時に、雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合30万円に増加</small>
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇（または連続70%以上） 1年以内達成：60万円 2年以内達成：40万円 3年以内達成：20万円

03

育児休業等支援コース

支給要件・支給額



04

育休中等業務代替支援コース



支給要件

制度	対象となる場合	支給額
手当支給等（育児休業）	育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給	以下①②の合計額を支給（最大125万円） ①業務体制整備経費：5万円（育休1か月未満：2万円） ②手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで（プラチナくるみん認定事業主は4/5に割増）
手当支給等（短時間勤務）	育児のための短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合	以下①②の合計額を支給（最大110万円） ①業務体制整備経費：2万円 ②手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
新規雇用（育児休業）	育児休業取得者の代替要員を新規雇用（派遣受入含む）で確保した場合	代替期間に応じた額を支給 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円 （プラチナくるみん認定事業主は支給額を加算）

※育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合10万円加算（1か月以上の場合のみ）

連絡先

あい社会保険労務士法人
 岡山県玉野市御崎2-3-13

☎ 0863-81-5634

（受付時間：平日 9:00~17:00 土曜日相談（要予約））